

## 第3章 こども施策に関する重要施策

### 1 ライフステージを通じた重要施策

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こどもまんなか社会の実現に向けては、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る必要があります。そのためには、こども・若者が、自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学ぶことに加え、こどもに関わるおとなを含め、社会全体がこども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を後押しすることが必要です。

このため、次に掲げる施策に取り組みます。

#### ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

##### ① こどもの権利に関する周知・啓発

すべてのこども・若者に対し、県ホームページや県政出前講座等を通して、こども基本法や本計画の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、その趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等とも連携して取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするすべてのおとなに対して、情報提供や研修等を通して幅広く周知するとともに、県全体で共有を図ります。

##### ② 人権教育の推進

学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援等により人権・道徳教育を充実させるとともに、研修等を実施することにより教職員の人権意識を高めるなど、学校における人権教育の推進に取り組みます。

##### ③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築

こどものあらゆる権利が侵害されることがないように、子どもの権利尊重条例の更なる普及啓発に取り組み県民の理解を深めるとともに、各種相談窓口の周知及び連携強化を図ります。

こどもの権利擁護に関わる既存の調査審議機関（社会福祉審議会等）の権

能や役割、所掌範囲等を踏まえ、こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組みます。

## (2) 多様な遊びや体験、こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者の健やかな成長の原点は、遊びや体験活動にあり、年齢や発達の程度に応じ、地域や成育環境によって格差が生じないように配慮しつつ、多様な遊びや体験の機会・場を創出することが必要です。

また、こども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出する必要があります。

さらに、こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進すること、また、こどものうちから生じる、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図るなど、教育・学習の充実を図り、社会全体で広く理解を深める必要があります。

このため、遊びや体験活動の推進、こどもまんなかまちづくり、こども・若者が活躍できる機会づくり、こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ（男女の性差によって生じる社会的な格差）の解消に取り組みます。

### ア 遊びや体験活動の推進

健やかな成長につながる、多様な遊びや体験活動の機会・場を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれ、沖縄らしい個性を持った人づくりに向けて、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、福祉教育や、地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進するほか、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組みます。また、「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターにおいて実践している地域・学校における福祉教育、ボランティア学習の推進を図ります。

幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設、児童館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実や、社会教育指導者等の資質向上等に取り組むとともに、沖縄県立博物館・美術館による「移動博物館」の実施や沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結び付いた体験学習を通して、人々の心に潤いを与え、生きがいをもたらし、人々の交流を生み出す文化・

芸術活動の推進に取り組みます。

## イ こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものためのまちづくりを推進するため、こどもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会を生み出す空間の創出に資する都市公園整備事業等に取り組みます。また、既存公共施設及び公用施設において、こども・子育て支援機能の強化及びユニバーサルデザイン化のため、沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく各個別施設計画等において必要な対応を定め、施設整備に取り組みます。

## ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

### ① キャリア教育の推進

こども・若者が、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくため、一人ひとりが社会的・職業的な自立に向けた目的意識を持って、様々な人と協働し、社会を支える自立した人材となるよう、幼児期からの発達段階に合わせた体系的なキャリア教育の推進に取り組みます。

学校での学びと社会とのつながりを意識できるよう、地域・企業等と連携した体験的活動を通じた学びを実践し、「キャリア・パスポート」を活用して学びをつなぐことで、「人間関係形成・社会形成能力：かかわる力」、「自己理解・自己管理能力：ふり返る力」、「課題対応力：やりぬく力」、「キャリアプランニング能力：みとおす力」の育成に取り組みます。

### ② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

グローバル化が進展する現代社会においては、多様な文化、価値観を持つ多種多様な人々との接点が多くなることから、異なる言語や多様な文化、価値観を正しく理解し、互いを尊重する国際理解教育の充実と多文化共生の考え方に基づく教育の充実、外国語によるコミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、県内に居住する外国につながるこどもや家族のためのやさしい日本語の活用に取り組みます。

外国と深い関わりのある沖縄科学技術大学院大学（以下「OIST」という。）やJICA沖縄等との連携や、多様な分野における諸外国への留学や

研修生の海外派遣、帰国・外国人児童生徒等の円滑な受入などにより、県系人社会を含めた国際交流の充実を図り、国際的な視野を持ち、創造性豊かでグローバルに活躍できる人材の育成に取り組みます。

多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を育成するため、外国語教育に携わる教員の専門性・技能向上に加え、外国語指導助手（ALT）の活用や小中高大が連携した英語教育研究の実践により、学校教育における外国語教育の充実改善に取り組みます。

### ③ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

持続可能な社会の創り手の育成を目ざし、SDGs 実現の担い手に必要な資質・能力の向上を図る取組に対する支援を実施します。身近な地域の暮らしを学習する中で、こどもが、平和、環境、国際理解、エネルギー、人権学習等の持続可能な発展に関わる諸問題に関心を持ち、こども自身で考え、実践につなげる教育（ESD）の推進に取り組みます。

### ④ 理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進

経済のグローバル化、AIやIoT等の先端技術による第4次産業革命など、社会経済情勢の変化に対応し、経済を牽引できる人材の育成に向けて、科学技術教育の基礎となる理科教育並びに算数・数学教育のための各種設備を整備し、科学・理数教育の推進に取り組むとともに、学校教育の様々な教科の中でICTを活用した学習活動を推進するほか、小学校からプログラミング教育や情報モラル教育を進め、情報活用能力の向上に取り組みます。

高等教育機関との連携により、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材の育成に資するスーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校に対する支援に取り組むほか、民間事業者との連携により科学作品展の開催に取り組みます。

科学の楽しさや面白さを体験できる機会を増やし、科学に対する興味を引き出し、それを伸ばしていくため、OISTを含む県内大学等の高等教育機関、県内研究機関、企業等との連携により、こどもが科学に触れあう機会の創出やこどもの成長段階に応じた多様な科学教育プログラムの実施等に取り組みます。

市場規模が小さく大企業が育ちにくい本県において、新事業・新産業が創出される環境を整えるためには、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生むスタートアップの創出を促進する必要があり、スタートアップを創出するためには、それを担う起業家人材の育成が重要であることから、

大学や企業、起業家等との連携により、起業家マインドを有する人材を継続的に輩出・育成する仕組みの構築に取り組みます。

新たなビジネスやイノベーションを生み出す技術シーズの担い手として、大学等の研究・教育機関の役割は重要であることから、大学等の研究・教育機関においても起業家マインドの育成を行います。

#### ⑤ 生涯学習の取組推進

県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、各種関係機関が連携・協働しながら、子どもや高齢者、障害者など誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、地域コミュニティを中心とした生涯学習機会の充実に取り組みます。

離島や遠隔地等の場所を問わず、学びたいときに自発的に学べる環境づくりに向けて、おきなわ県民カレッジ講座の実施やICT等の技術を活用した遠隔講義配信システムの利用促進等に取り組みます。

#### ⑥ 特定分野に特異な才能のある子どもへの応援

県内トップアスリートの競技力向上や県民の積極的なスポーツへの参画と主体的、活動的、健康的な生き方であるアクティブライフの推進を図るため、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や各競技団体による主体的な課題解決の支援に取り組みます。

県外チームの招聘や県外での強化試合の推進、コーチ等の招聘、専門的な知識・技能や高いコーチング能力に加え、コミュニケーションスキルの習得など、多様なニーズに的確に対応できる指導者の養成・確保、競技団体及び中体連・高体連と連携した少年種別の継続した強化支援等により、競技力の向上やトップアスリートの育成に取り組みます。

文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術など、県民の主体的・創造的な芸術文化活動による新たな文化芸術の創出を促進するほか、本県の文化芸術の発展を担う人材の育成に取り組みます。

幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である沖縄県立芸術大学については、様々な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組むことができるよう、学修支援、生活支援等の学生へのきめ細かな支援体制を整備するほか、学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができるよう、キャリア支援を推進します。

#### ⑦ 在留外国人の子どもや海外から帰国した子どもへの支援



公立の小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対応するため、

日本語指導に対応する教職員を配置するとともに、日本語指導に係る教員研修等に取り組みます。

県立高等学校及び特別支援学校においては、日本語指導支援員の配置又は派遣を行い就学継続及び社会的自立を支援するとともに、日本語による意思疎通が困難な保護者に母語支援員を派遣し、学習や進学、就職などについての相談支援に取り組みます。

幼児教育施設においては、市町村が地域の実情に応じて外国籍等のこどもの受入体制の整備等を行うことが求められることから、先進的な取組事例の共有を図ります。

## エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進する教育・学習の充実を図り、社会全体で広く理解を深めるため、次に掲げる施策を推進します。


### ① 教育を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画の重要性について、一人ひとりが自分ごととして認識し、意識の改革が図られるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進めるほか、男女の様々な問題の相談に取り組みます。

人権の尊重、ジェンダー平等、男女相互の理解とよりよい関係の構築などの人権教育や男女共同参画の重要性について、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、情報科、特別の教科道徳、特別活動等の学校教育全体を通じた教科横断的な取組の充実を図るほか、関係機関等と連携し、外部人材を活用した学習活動を推進します。

児童生徒の夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図るため、学校における各教科・科目、特別活動等での学びや地域・産業界の協力を得た体験活動等を通し、児童生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する現状の課題等を抽出し、多様な講座を開催するほか、学校、市町村と連携して男女共同参画の視点に立ったキャリア教育や学習機会の充実を図ります。

児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

② **性の多様性に関する理解促進、啓発** 

「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」に基づき、性の多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談事業などに取り組みます。

性の多様性に関する理解促進にあたり、専門的な知見や学生の視点を活かした取組を実施するため、県内大学など関係機関と連携を図ります。

③ **理工系分野に進学する女子生徒への就学支援の取組**

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校において、理工系分野に進学する女子生徒の育成につなげるため、高大連携事業にて先端科学に係る研修を実施するほか、講師として第一線で活躍している女性研究者を招聘し、理工系分野における女性の重要な貢献を強調し、女子生徒に対して、科学におけるキャリアを目指す具体的なロールモデルの普及、啓発に取り組みます。

④ **固定的な性別役割分担意識の解消**

男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきや、性別に関わりなく家事、育児、介護などを協力して行うこと等についての意識啓発に取り組みます。

(3) **こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**

こどもにとって良好な成育環境を確保するため、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、妊娠前の健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及や、困難を抱える場合の適切な支援を行う必要があります。

また、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境を確保するため、経済的負担を含めた支援を行う必要があります。

このため、プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援に取り組みます。

**ア プレコンセプションケアを含む成育医療等の推進**

こどもにとって良好な成育環境を確保するため、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、妊娠前の健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及

や、困難を抱える場合の適切な支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

### ① 性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進

将来の健やかな妊娠や出産につなげ、産まれてくる子どもを含む家族がより健康な生活を送れるよう、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるため、学校、家庭、医療機関、市町村などが連携を強化し、思春期保健の取組や発達段階に応じた性に関する指導の充実に取り組むとともに、妊娠、出産、子育てに関する健康教育を実施します。

健康の悩み等に関する学校関係者向け研修や、性感染症、避妊や妊娠、不妊・不育等女性の悩みに医学的・心理的な側面からの相談支援に取り組みます。

### ② 妊産婦及び乳幼児への保健対策

妊婦の痩せ傾向や喫煙は低出生体重児出産と関連があり、妊婦自身の健康管理は安全な出産と子どもの健やかな発育に不可欠であることから、市町村における母子健康手帳交付時の保健指導の徹底、母親学級等における禁煙教育のほか、家庭での子育ての充実に向けて、保育所等における食育、生活習慣の重要性に関する取組の強化を支援するとともに、定期的な健康診査の受診促進などに取り組みます。

健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図るため、国の動向を踏まえつつ、妊婦健診や乳幼児健診等母子保健事業についてデジタル化の促進に取り組みます。

### ③ 「健やか親子おきなわ21」を通じた普及啓発

成育過程にある子どもやその保護者並びに妊産婦に対し、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野において、必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、「沖縄県成育医療計画（仮称）」に基づき、県民運動として、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて関係機関・団体が一体となって「健やか親子おきなわ21」に取り組むとともに、周産期医療や小児医療等の体制の充実、妊産婦や子どもに対する保健施策の推進に取り組みます。

学校において、中学校ではこれからの生活を展望した現在の生活、高校では生涯を見通した生活を見据え、保育所、幼稚園等への訪問や幼児ふれあい体験等の機会を創出する等、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図ります。



#### ④ 特定妊婦等への支援

支援を要する妊産婦が安心して出産し、また、出産後に母子家庭となり、地域で自立を目指す家庭が、自立と安定した生活に向けて総合的な支援が受けられるよう、母子生活支援施設の設置の促進及び広域利用化を図るとともに、宿泊型居場所の設置に取り組みます。

民間アパートを活用したひとり親家庭への総合的な生活支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。

#### イ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境を確保するため、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。

治療が長期にわたる小児がん等の特定疾病については、患者家族の医療費自己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減に取り組むとともに、専門性のある相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組みます。

#### (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、こどものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細かな支援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・教育が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、こどもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進めていきます。

このため、次に掲げる施策を推進します。

#### ア 障害児支援・医療的ケア児等への支援

##### ① 地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加



障害者を含むすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害者への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組みます。

障害を理由とする差別の解消を図るため、広域相談専門員の配置や市町村相談員との連携体制を構築するなど、障害者の権利擁護を推進します。

発達障害に関する正しい知識と理解に向けた普及啓発については、世界自闭症啓発デーや発達障害啓発週間について全県的な取組を推進します。

## ② 障害や発達の特性の早期発見・把握

発達障害等は、早期に把握し、適切な支援につなげることがその後の発達や生活適応に大きな影響を及ぼし、特に5歳頃は個々の発達の特性が認知されやすい時期となっていることから、1歳6か月児健診及び3歳児健診に加え、5歳児健診に係る市町村の取組を促進するとともに、関係団体と連携しながら5歳児健診を担当する医師や心理士の確保に努めます。

健診実施後から就学前までに必要な支援につなげることができるよう、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関が連携したフォローアップ体制を整備します。

## ③ 地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援



障害児及びその家族が、身近な地域で必要な時に適切な障害福祉サービスが利用できるよう市町村と連携を図り、支援施策を推進するとともに、支援する事業所及び支援員のスキルの向上を図り、障害児及びその保護者等が安心して生活できるよう、様々な支援に取り組みます。

障害児等療育支援において、事業効果、課題、改善策等について関係者とともに調査・検討し、人材の活用・育成・確保・サービスの開発、実施施設と地域の関係機関との連携の強化、地域での療育機能の充実、県全体の療育機能との重層的な連携といった方向性で事業のあり方を検討し、その結果を事業実施において反映させていきます。

保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等における発達障害児を含む障害児の受け入れを支援するため、看護師や支援員の配置等に係る財政的支援を行うとともに、保育所等職員の療育技術の向上や、特別な配慮を必要とするこどもに対する理解醸成のための研修の実施等、保育所等や家庭との連携促進に向けた取組を実施します。

市町村においては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、児童発達支援センター等を設置し、支援体制を整備する必要があり、県においては市町村を包括する広域的な見地から市町村をサポートすることで、設置促進に取り組みます。

発達障害児への支援については、当事者やその家族、関係機関に対する専

専門的情報の提供及び支援手法の提供に努め、発達障害についての適切な情報の周知を推進するため、支援を総合的に行う沖縄県発達障害者支援センターを拠点に、ライフステージに対応した支援を行えるよう、支援体制整備や人材育成のほか、個別支援ファイルの普及に取り組みます。

発達障害児及び保護者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう市町村等と連携し、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野の関係機関と協力し、地域支援体制の強化に取り組みます。

地域で発達障害の診療ができる医療機関の情報を提供し、スムーズに医療機関を受診できるよう支援するとともに、医療機関従事者向けの研修の実施等を通して、人材育成及び専門性の向上を図ります。

沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議において、発達障害児に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を推進します。

#### ④ 専門的支援が必要な子どもへの支援の強化

医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であることから、県及び各圏域においては、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の構築に向けて取り組みます。なお、市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう市町村と連携を図ります。

医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援する沖縄県医療的ケア児支援センターを拠点として、相談支援や情報提供、関係機関との連絡調整等に取り組むほか、総合的な支援体制の構築に向けて、すべての市町村にコーディネーターの配置を促進するとともに、コーディネーターの質の向上に取り組みます。

保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に努めるため、市町村において医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置し、保育所等への支援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市町村における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を促進します。

聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保健、医療、教育等の関係機関との連携は重要であり、県は、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための

協議会の設置など、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実に努めます。

聴覚障害児が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センターへの手話通訳者の配置や各種研修事業を通じた県内手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組むとともに、市町村における手話通訳者の設置を促進します。

### ⑤ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進

沖縄県特別支援教育推進計画を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて、連続性のある多様な学びの場を踏まえた就学支援、個に応じた指導や支援が図られるよう、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うための個別の教育支援計画の作成と活用、交流及び共同学習の推進、教職員の専門性の向上、特別支援教育コーディネーターの養成等に取り組むとともに、特別支援学校においては、地域のセンター的機能の充実に努めます。

### ⑥ 障害のある子ども・若者の生涯にわたる学習機会の充実

障害のある子どもに対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進するとともに、医療的ケアを必要とする子どもの安全・安心な学習環境づくりを推進します。

障害者等を含めて、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡充し、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりに取り組むとともに、こころの芸術・文化フェスティバル、身体障害者福祉展等の開催を通して、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組みます。

### ⑦ 思春期支援から一般就労等への円滑な接続

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、小・中学校、高等学校に準じた確かな学力の定着を図るとともに、教育課程の充実によりキャリア教育と就労支援を推進します。

企業や民間教育訓練機関等を活用し、就職を希望する障害者等への訓練の充実に取り組むほか、それぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に移行し、安定して働き続けることができるように就労支援の充実に努め、障害者の職業的自立と雇用の促進に取り組むとともに、農福連携の推進など、障害者の工賃・賃金向上に取り組みます。

障害者雇用の促進については、関係機関等と連携しながら、企業開拓や定着支援を行うとともに、障害者雇用に関する情報提供や意識啓発、理解促進

等を図るなど、障害者が安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。

### ⑧ 保護者やきょうだいへの支援



障害者やその家族、若い世代の介護者（ヤングケアラー）の社会的孤立を防ぐため、専門的なサービスや定期的な訪問等支援に迅速かつ適切につながるよう、市町村や各関係機関と課題等を共有し、地域生活支援拠点等の整備や、相談支援専門員の資質向上、障害福祉サービス制度の周知等に取り組みます。

発達障害のあるこどもの保護者や家族への支援を行うに当たっては、当事者会・親の会との連携を図りつつ、相談、情報提供及び助言等、身近な市町村での取組が重要になるため、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの講師や指導者を養成するとともに、その実施体制づくりや、保護者や家族等に対する支援について助言を行い、地域での体制整備を促していきます。

常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、相談・訪問支援、レスパイト支援等の充実に努めます。

## (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こどもは、一人の人間として、また、自由かつ独立の人格を持った権利の主体として尊重され、最善の利益が考慮されなければならない本県の将来を担う大切な存在です。こどもの権利を侵害する虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、また、虐待を受けたこどもや様々な事情で親の養育を受けることができない社会的養護の下にあるこどもは、健全な育成を保障される必要があります。さらに、家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーについては、早期に発見し、支援につなげる必要があります。

このため、児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援及びヤングケアラーへの支援に取り組みます。

### ア 児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化

児童虐待を防止するため、人員体制の拡充や関係機関の連携体制の強化など、支援体制の構築を図るとともに、虐待により社会的養護の下に置かれることとなったこどもの権利を擁護するため、次に掲げる施策を推進します。

### ① 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、支援につなげることで養育環境を整え、虐待リスク等の増加を未然に防ぐため、訪問支援員等が子育て家庭を訪問し、家事支援や養育支援、子育てに関する相談・助言等、必要な支援につなげる取組を促進します。

子育てに困難を抱える世帯で、より専門的な支援が必要な世帯への支援体制を構築するため、児童相談所、福祉事務所、保健、医療、教育、警察等の関係機関との連携を図ります。

児童虐待の未然防止を図るため、保護者が様々な事情で一時的に子どもを養育することが困難になった場合や子ども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、保護者に代わって一時的に子どもを預かり養育する事業（子育て短期支援事業）の積極的な実施に向けて市町村へ事業内容の周知や助言等の支援に取り組みます。

### ② 子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化

虐待の未然防止と早期発見に向けては、市町村の要保護児童対策地域協議会や、子ども家庭センターの役割が重要であり、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備するため、市町村における子ども家庭センターの設置を促進します。

児童相談所に市町村支援担当の児童福祉司を配置し、要保護児童対策地域協議会の支援の充実を図るとともに、市町村と児童相談所職員との人事交流や研修を行い、連携の強化や市町村の児童相談窓口担当職員の資質向上に取り組みます。

児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題であり、子どもや保護者に関わる関係機関及び県民に対して児童虐待に関する理解を深める必要があることから、こどもの教育・支援に関わるすべての職員への研修等の充実に取り組むとともに、毎年11月の子どもまんなか月間「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周知する取組を推進します。

ドメスティックバイオレンス（DV）が存在する家庭の子どもに関しては、子どもに直接暴力が振るわれていない場合であっても、心理的虐待を受けている可能性が考えられるため、関係機関職員の研修等で周知を図ることで、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげていきます。

### ③ 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司及び児童心理司の増員などによる児童相談所を中心とした相談支援体制並びに専門性の強化、機能の充実等に努めるとともに、市町村及び福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関との更なる連携強化に取り組んでいきます。

児童虐待に係る相談対応件数の増加に伴い、児童相談所の更なる体制強化が課題となっていることから、今後のあり方について検討していきます。

### ④ 一時保護所の環境改善、権利擁護の推進

一時保護所に入所したこどもの安心と安全の確保を図るため、一時保護所の職員に対し、こどもの権利擁護に対する意識の涵養及び適切な対応やケアの実施を目的とした研修を行います。

障害や医療的ケアが必要なこどもの受入体制の整備や、国籍、文化、宗教等による食習慣及び日課の違い等の尊重、学校への通学の実施など、こども一人ひとりの状況に合わせた適切な対応を行います。

児童相談所における適切な一時保護の実施を図るため、一時保護の際にこどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を考慮した上で措置や委託等を行うよう職員の意識向上を図るほか、意見表明等支援員（アドボケート）が定期的に一時保護所を訪問し、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表明する支援体制を構築していきます。

### ⑤ 親子関係の再構築支援の推進

虐待を行った親と虐待を受けたこどもがその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築を目的としたグループワークや個別カウンセリング等を実施します。

### ⑥ 性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいては、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組みます。なお、被害者が未成年の場合は、同居家族の心理的支援としてカウンセリングを実施します。

性暴力被害者の心情に配慮しつつ、関係団体が相互に連携し、継続的な支援と二次被害の防止に取り組むとともに、性暴力被害者支援を行う関係機関の従事者に対し、被害に遭われた方の心情や適切な対応等について理解を深め、被害者が安心して相談できる支援体制の構築ができるよう研修を実施します。

児童相談所においては、性被害を受けたこどもの心理的な負担を軽減し、誘導等のない状況で自発的な証言を聞き取るため、検察、警察と連携し、被害確認面接の実施に取り組むとともに、児童相談所職員に対して研修を行い、被害確認面接を実施できる職員を養成していきます。

## ⑦ こども家庭福祉分野における人材、体制の強化

こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解し、こどもや家庭への支援の専門性向上を図るため、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得のための研修の受講を支援するとともに、児童相談所等への資格取得者の配置促進に取り組みます。

児童相談所で任用された児童福祉司やスーパーバイザー、市町村の要保護児童対策調整機関職員に対する法定研修や、外部機関が行う研修等を継続して受講することで、それぞれの業務で求められる知識や技能を習得するとともに、こどもの権利擁護に関する意識の定着を図るなど、さらなる専門性の確保や相談援助技術の向上に努めていきます。

児童相談所の業務の効率化及び職員の負担軽減のために、児童相談システムの改修やタブレット端末等を活用した相談対応、関係機関とのオンライン会議等、児童相談業務のICT化を進めていきます。

虐待によって児童がその心身に重大な被害を受ける事例が生じないよう、重大事例の検証と再発防止に向けた取組を進めます。

## イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

社会的養護の下にあるすべてのこども・若者が、幸せを実感しながら成長できるよう、家庭と同様の養育環境を整備するとともに、自立へとつながるよう、次に掲げる施策を推進します。

### ① 養育環境の改善、養子縁組の支援

社会的養育の下で生活しているこどもが家庭復帰できるよう、児童相談所や関係機関の連携のもと、養育環境の改善や親子関係修復のための支援に取り組みます。

家庭での養育が困難な場合には、親族等による養育への移行や、必要に応



じて特別養子縁組を検討し、支援に取り組みます。

養子縁組については、民間の養子縁組あっせん機関の増加に取り組むとともに、その運営を支援します。

## ② 里親やファミリーホームの確保・充実

家庭での養育が困難なこどもが、できる限り家庭と同様の養育環境において、安定した人間関係の下で生活できるよう、里親やファミリーホームの確保及び支援体制の充実を図るとともに、未委託里親の活用を促進し、里親委託率の向上を目指します。

里親支援センターを設置し、児童相談所や里親会、児童家庭支援センター等と連携の上、里親等の新規開拓、研修・トレーニング、相談支援、相互交流等の包括的な支援を行います。

## ③ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進

社会的養護を要するこどもの状況や特性等を踏まえたきめ細やかな支援が行えるよう、児童養護施設等における小規模化・地域分散化等を図るため、各施設が策定する人材確保や施設整備等の計画（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化計画）及び沖縄県社会的養育推進計画に沿い、施設の移行を促進していきます。

児童養護施設等の多機能化・高機能化を図るため、施設整備、人材確保、職員の専門性向上に資する研修体制の整備に取り組みます。

心理的・精神的問題を抱えるこどもに対しては、生活支援を基盤とした心理治療を行う、児童心理治療施設による専門的な支援体制の構築及び強化を図ります。

家庭及び地域支援体制の構築を図るため、児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターにおいて、こどもに関わる関係者からの相談、技術的助言、里親家庭等への支援を行います。

母子を保護し自立促進に向けた各種支援を行う母子生活支援施設の設置を促進するとともに、広域利用等のニーズに対応できるよう市町村等との連携体制の構築を図ります。

児童養護施設等の入所児童の健全な育成及び安全・安心な生活環境の確保を図るため、施設の老朽化に対する設備整備や施設改修・改築等を支援します。

## ④ 社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重

社会的養護の下で生活するこどもの最善の利益を優先した養育を推進する

ため、こどもが健やかに成長することができる社会の実現に資する取組を推進するとともに、こどもの権利擁護に向けた環境を整備するため、児童相談所や児童養護施設等に意見表明等支援員（アドボケイト）が、定期的に訪問すること等により、こどもと関係性を築き、こどもの立場に立ってこどもの権利を守るために、こどもの意見形成を支援するとともに、こどもが意見表明する支援体制を構築していきます。

国が示す施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、児童相談所業務の質の向上を図るため、第三者評価の受審を進めていきます。

こどもからの相談や関係者からの通告等により、被措置児童等虐待を覚知した際には国のガイドラインに基づき、適切な対応を取ることができる体制の整備に取り組みます。

#### ⑤ 社会的養護経験者の自立支援の推進

児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者（以下「退所者」という。）が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、社会につながりを持ち、個々のペースで自立していけるようにするための継続的な支援に取り組みます。

退所者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、運転免許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も学業に専念できるよう生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、アパートの賃貸借契約における身元保証人の確保等に取り組みます。

継続した支援が必要と認められる退所者に対する措置延長の実施や、自立援助ホーム等において実施する児童自立生活援助事業等の活用など、退所者のアフターケアを推進します。

虐待経験等の要保護性がありながらもこれまで公的支援につながらず、社会的養護の経験がない若者等については、様々な逆境体験を経験しており、放置することで健全な育成に影響を及ぼすこともあり得るため、各種支援の対象として位置づけ、それぞれの若者等に応じた支援に取り組みます。

#### ウ ヤングケアラーへの支援

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、ヤングケアラー・コー

ディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓口の設置等に取り組むとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら適切な支援への円滑なつなぎや、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組みます。

ヤングケアラー等困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

ヤングケアラーを含む困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

## (6) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

子ども・若者が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、様々な形態で表出するものであり、支援が必要でも自覚できないなど、SOSを発すること自体が困難といった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがあります。そのため、地域における関係団体等が連携し、こどもの声を傾聴し、寄り添う支援を届ける必要があります。

また、子ども・若者にとっての良好な成育環境を脅かす危険や犯罪等から身を守り、安全・安心な環境を整備するとともに、自らと他者の安全を守ることができるよう、安全や人権に係る教育と普及啓発が重要となります。

このため、子ども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、子ども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪被害・事故・災害から子どもを守る環境整備、非行防止・自立支援に取り組みます。

### ア 子ども・若者の自殺対策

子ども・若者が誰も自殺に追い込まれることのないよう、予防のための教育、自殺リスクの早期発見、相談体制の強化など、生きることの包括的な支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

#### ① 自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進

地域における自殺対策力の強化を図るため、地方公共団体、関係団体、民間団体等における様々な分野の生きる支援の施策等との連携を図り、自殺に追い込まれようとしている人の様々なニーズに応じたきめ細かな相談支援等に取り組みます。

## ② 自殺予防対策の推進、リスクの早期発見

いじめ、暴力行為、不登校等の問題に適切に対応するため、スクールカウンセラー等の配置・活用や、こどもがいつでも不安や悩みを打ち明けられる24時間こどもSOSダイヤル、SNSを活用した相談体制等の充実を推進するとともに、1人1台端末の活用による健康観察での自殺予兆の把握を行い、適切な支援を行うため、子ども若者みらい相談プラザ sorae、地域若者サポートステーションと連携し、切れ目のない支援体制の構築、個別的・継続的な支援を行います。

健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につける等、自分のSOSに気付き発信する方法や周りのSOSの受け止め方に関する教育の推進に取り組みます。

こどもの内面を理解して適切な対応や指導を行うため、またこどもの自殺の危険因子等の共通理解を促すため、ゲートキーパー養成講座等、教職員等に対する研修や普及啓発等を行うとともに、こどもの自殺防止及び学校現場の負担軽減並びに地域の自殺対策力の向上を図るため、学校側からの支援要請に応じて、専門家からのリスクの見極めや地域社会資源等とのつなぎについて助言を受けられる体制を整備します。

## ③ 遺されたこどもへの支援

こどもの継続的な心のケアのためのスクールカウンセラー等の配置や教職員等への研修、自死遺児の一時保護や社会的養護のための施設を整備し、自死遺族が回復するための支援体制の整備に取り組みます。

### イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

社会の情報化が進展するなか、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用し、情報発信を適切に行うことができるよう、携帯電話等のインターネットの適切な利用の普及に努め、有害情報やSNS等による性被害から青少年を守るとともに、出会い系サイト規制法・青少年インターネット環境整備法等の周知を図るため、広報啓発活動を推進します。

SNS等による青少年の被害実態を的確に把握し、相談活動を推進するとともに、パソコンや携帯電話等の機器に係るフィルタリングの利用促進、SNS等に絡む性被害などの防止、非行防止教室の開催や青少年を犯行に誘い込む手口等に係る情報発信等、青少年を被害者にも加害者にもさせないための取組を推進します。

こどもが安全に安心してインターネットを利用でき、インターネットを通し

た被害者、加害者にならないよう、各種研修会等においてインターネットの適切な利用に関する情報提供を行うとともに、「親の学びあい」プログラムの実施促進を通して、家庭におけるネットリテラシー教育を推進します。

## ウ こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、どのような状況であっても性被害はあってはならないとの認識の下、被害当事者への支援のほか、相談しやすい環境の整備や、安全教育など、次に掲げる施策を推進します。

### ① 被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。

警察への届出の促進・被害者の潜在化防止に取り組むほか、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

### ② 学校や保育所等における生命（いのち）の安全教育

生命（いのち）の安全教育として「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として、こどもを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進に取り組みます。

### ③ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認（日本版DBS）の導入に向けて、国における議論を踏まえ、県警本部等との連携強化を図り、こどもの安全の確保をより確実なものとするよう、こども・子育て関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みやガイドラインの制定を行うなど、市町村等と連携して取り組みます。

導入された場合においては、関係法令の規定に基づき学校の教員や児童福祉施設に従事する保育士等について性犯罪歴等確認を行い、こどもを対象とする性暴力等を行うおそれがある教員や保育士等が教育、保育等の業務に従事することがないように取り組みます。

## エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況となることを未然に防ぎ、子どもの安全を確保するため、次に掲げる施策を推進します。

### ① 有害環境対策の推進

興行場、遊戯場、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、漫画喫茶等への立入指導を実施するとともに、自動販売機・貸出機（酒、たばこ、有害図書、有害ビデオ等）設置者に対する自主規制を要請します。

有害図書、有害ビデオ等について、青少年に対する販売、配布、交換、貸与・閲覧の防止に取り組むとともに、事業者に対し、刃物などの有害機器類等の自主規制を要請します。

危険ドラッグ等の薬物や一般医薬品の濫用（オーバードーズ）による健康被害や事故等を未然に防止するため、薬物乱用防止教室や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を通じて、薬物の危険性や違法性に関する知識の普及啓発を図るとともに、タバコやアルコール等のゲートウェイドラッグに関し、家庭における子どもの面前での喫煙、過度な飲酒に対する影響を認識するよう家庭教育の推進を図ります。また、関係機関に対し、特定商取引法に基づく危険ドラッグ等の通信販売サイトの情報提供を行います。

### ② 地域安全対策、交通安全対策の推進

地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、地域の主体的な参画による自主防犯ボランティア団体の活性化と支援、関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の防止活動に取り組めます。

子どもの通行の安全を確保するため、通学路等における歩道整備や、交通安全施設整備を推進するほか、生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度や通り抜けの抑制等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進します。

### ③ 安全教育の推進、犯罪被害者等への支援

子ども・若者自身が、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や周囲の人の身を守る能力を身につけられるよう、学校安全研修会等の開催や学校安全指導者の養成等により、生活安全・交通安全・災害安全等の安全教育の推進に取り組めます。

犯罪被害者等基本法に基づく支援の拡充を含め、沖縄県犯罪被害者等支援

条例に基づき、犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難な状況の負担軽減及び早期被害回復に向けて、国、県、市町村、民間支援団体、その他犯罪被害者等への支援に関係する機関と連携し、効果的な支援施策の充実に取り組むほか、支援内容等に関する広報啓発活動を推進し、犯罪被害者等の人権を尊重し、権利の保護に取り組みます。

#### ④ 非常災害対策

災害対策において配慮を要する幼児教育施設においては、災害発生時の避難に当たって施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行う必要があるため、市町村における地域防災計画において関係団体の対応や連携・協力方法を定めるよう取り組みます。

児童生徒等の安全を確保するため、学校安全計画に基づき、発達段階に応じた防災教育に取り組むほか、学校や児童生徒等の実態、地域の実態等を考慮した学校独自の危機管理マニュアルの策定と見直し改善により、実効性のある防災対策に取り組みます。

### オ 非行防止・自立支援

社会全体として非行や犯罪に係るこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図りつつ、関係機関等が連携した非行防止や自立支援のため、次に掲げる施策を推進します。

#### ① 非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援

県内に居住する犯罪行為等で検挙等された少年や飲酒・深夜はいかい等の不良行為により補導された少年とその保護者等に対し、継続的な面接による助言・指導等を実施するほか、非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上や、スクールサポーターや少年警察ボランティア等と連携した学習支援、就業支援、スポーツや農業体験などを通じた少年の立ち直り支援活動、少年の健全育成に向けた社会気運の醸成等に取り組みます。

国、市町村、民間企業等関係機関と連携のうえ、「青少年の非行防止」県民一斉行動を推進し、青少年の非行・被害防止対策と安全・安心なまちづくりに向けた普及啓発を図るとともに、県民一体となって青少年による非行の未然防止に取り組む気運の醸成を図ります。

非行・犯罪に及んだこども・若者の再犯防止に向けては、不安定な就労が課題であり、就業の機会を確保し、生活基盤を安定させることが重要であることから、長期未就労、コミュニケーション難などの様々な困難に直面し、本

人の力だけでは個々の支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者に対しては、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、協力企業と連携して、相談者の就業につなげる取組を行うとともに、一定の住居を持たない生活困窮者に対しては、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類等日常生活を営むのに必要な物資の貸与又は提供を行います。

## ② 矯正教育や自立支援、就業支援の充実

沖縄少年院及び沖縄女子学園においては、矯正教育として、就業に必要な知識及び技能の習得のための職業指導や、有用な資格の取得を目指す講座の実施、就業支援スタッフを配置し、在院者に就業に関する助言や指導を個別に行うほか、出院までに就業先が内定できるよう、少年院退所後等の保護観察期間中も含め、ハローワーク、コレワーク、保護観察所、就労支援事業者機構等と連携した就業支援に取り組みます。

更生保護施設においては、生活や就業に関するアドバイスを行うほか、社会生活技能訓練（Social Skills Training）で困難に直面した場合の対処法を身につける訓練や、退所後の一人暮らしを見据えた料理教室を実施する等の自立支援に取り組みます。

保護観察期間中及び終了後も、保護観察後の生活困窮者に対し、生活困窮者就労準備支援事業等を実施し、社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練や、就労体験を受け入れる企業の開拓等に取り組むとともに、就労訓練を行う民間事業所等の掘り起こしや、生活困窮者とのマッチング、利用後の支援に取り組みます。

## ③ 保護観察対象となった子ども・若者に対する処遇の強化

那覇保護観察所においては、保護観察中の中学生や高校生が在学する学校と連携するとともに、保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの実施や、少年、女性、知的・精神障害、薬物問題、交通違反など様々な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組みます。

## ④ 非行や犯罪に及んだ子ども・若者を見守る社会気運の向上

犯罪や非行に及んだ子ども・若者が、地域社会において孤立することなく更生するためには、地域の理解が重要であることから、「社会を明るくする運動」など、保護司、更生保護女性会、BBS（Big Brothers and Sisters：非行防止活動を行う青年ボランティア）、協力雇用主等の更生保護



### 第3章-1 ライフステージを通じた重要施策

関係者のみならず、国・県・市町村が一体となって行う運動等への県民参加を通じて、犯罪や非行に及んだこども・若者の更生等に対する県民の理解醸成に取り組めます。

## 2 ライフステージ別の重要施策

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。また、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができる環境が必要です。

このため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実に取り組めます。

### ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療体制を確保し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備するとともに、必要に応じて適切な支援につなげる体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

#### ① こども家庭センターによる切れ目のない支援

母子保健と児童福祉両機能の連携により、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う

「市町村こども家庭センター」の設置促進を図るとともに、市町村の取組を促進するため、同センターにおいて中核的役割を担う統括支援員やこども家庭支援員等専門職の確保及び人材育成について、市町村と連携して取り組めます。

## ② 妊娠・出産に関する相談体制及び経済的支援等

市町村において、公費負担による定期的な妊婦健康診査の受診を促進するとともに、こども家庭センター等において母子手帳交付時等に、妊婦に対する保健指導やハイリスク妊婦へのフォローアップ支援を行うなど、妊娠中における母体の健康の保持増進を図ります。

沖縄県女性健康支援センターにおいては、安心して出産・妊娠できるよう妊娠中の体の変調や出産後に対する不安など、妊婦が抱える悩みに対する相談支援を行うとともに、関係機関と連携し、対象者への情報提供に取り組みます。

こどもを望む夫婦に対しては、沖縄県不妊・不育専門相談センターにおける相談支援を行うとともに、適正な治療等を受けられるよう、先進医療に係る治療費用の一部助成を行うなど、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

居住する離島や近隣の地域に分娩取扱施設等が無く、遠方の医療機関で不妊治療や妊婦健診、出産をせざるを得ない妊婦等に対しては、通院や出産待機等に係る交通費や宿泊費を助成し、適切な医療等を受ける機会を確保します。

## ③ 地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進

周産期保健医療協議会及び周産期医療関係者研修会を開催するとともに、周産期母子医療センターへ支援を行うなど、周産期医療体制の充実強化を図ります。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭や、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭の適切な養育を支援するため、保健師等が家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村の取組を支援するとともに、訪問支援者等が養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるスキルを向上させるため、訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。

民生委員・児童委員は、市町村の区域に置かれ、地域のこどもが元気に安心して暮らせるように、こどもを見守り、子育ての不安など、ライフステージの時期や課題を問わず多岐にわたる相談・援助等を行うことから、民生委員・児童委員が、支援を必要とする児童や妊産婦を発見又は情報を入手した場合には、関係機関と連携し、その生活及び取り巻く環境を適切に把握するとともに、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供、その他の相談・支援を行います。

#### ④ 若年妊産婦等への支援

若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の充実を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に取り組みます。

このため、生活困窮世帯又は生活困窮に陥るおそれのある若年妊産婦及びその配偶者が安定した生活を営み自立できるよう、市町村等と連携のうえ、妊娠中から専門的かつ継続的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就学や就業を含め、ライフプランに関する支援等に取り組みます。

身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援に取り組みます。

#### ⑤ 乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見及び養育環境の把握

乳幼児健康診査については、1歳6か月児、3歳児の法定健診に加え、1か月児及び5歳児健診についても、市町村において速やかに実施できるよう関係団体等と連携し環境整備に取り組みます。

乳幼児健康診査の結果や未受診の状況を踏まえ、市町村において、訪問等により家庭の状況を把握し、受診の勧奨及び必要な支援につなげるとともに、県においては、問診内容やリスク判断方法等、効果的な対応方法に係る市町村担当者向け研修を実施します。

先天性代謝異常や聴覚障害、弱視等の早期発見・早期治療が図られるよう、新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充や、公費負担による新生児聴覚検査の実施、視覚検査に係る機器の充実に取り組みます。

### イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、こどもの成長を切れ目なく保証するため、次に掲げる施策を推進します。

#### ① 幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進

こどもの日々の成長において、家庭は親子間の信頼関係や愛着形成を通じた心身の基盤の形成、地域社会は様々な人々との交流や自然との触れ合い等の体験の場、保育所等は集団行動を通して社会・文化・自然などに触れ保育者等に支えられながら豊かさに出会う場となっており、この家庭・地域社会・保育所等の間で、幼児の生活は連続的に営まれており、関係者間で連携

が図られ、幼児への教育が全体として豊かなものになってはじめて、幼児の健やかな成長が保障されます。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、保護者ニーズを踏まえつつ保育所や認定こども園、幼稚園、地域型保育事業など地域の実情に応じた育ちの場を確保し、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供します。

## ② 多様な保育ニーズへの対応

誰もが安心して子育てできる環境を整備するためには、共働き家庭だけでなく、様々な家庭の状況や地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る必要があります。

市町村においては、すべての家庭が安心して子育てできるよう、夜間保育や延長保育、一時預かり、病児保育、放課後児童クラブの他、保護者の疾病等により家庭において養育が一時的に困難となった場合における一定期間の預かりを行う子育て短期支援事業や、学校等までの送迎や一時的な預かり等を行うファミリー・サポート・センター事業など、地域資源を最大限活用し、子育て世帯のニーズや地域の実情に応じた各種事業を展開します。

## ③ 未就園児への支援

乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期であり、良質な成育環境を確保することが重要であるものの、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、子育ての孤立感や負担感が増していることから、乳幼児家庭をその状況に応じて、必要な教育・保育、子育てサービス等の利用につなげることで、安心・安全な成育環境を確保していくことが肝要です。

特に、未就園児等は、必要なサービスにつなげることができず、地域で孤立しているおそれがあることから、市町村においては、「こども誰でも通園制度」の運用を通して、認定申請の有無を含め、利用の状況等を自治体が把握し、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことが求められます。

社会的な支援の必要性の高いこどもとその家族には、その状況に応じた支援を身近な地域において受けられるよう、支援体制の確保を図る必要があります。保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防止に取り組み、必要なこどもには社会的養護を提供し、可能な限り家庭的な環境で養育する体制の充実を図るほか、児童相談所等の関係機関で、いずれにも通っ

ていないこどもを把握した際には、市町村と連携して対応に努めます。

#### ④ 幼児教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、市町村における幼児教育推進体制の充実への支援、園訪問支援の充実や、保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き等を幼児教育施設へ提供するほか、県が実施する研修等への参加や園内研修の充実など各種研修等により、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等へ、幼稚園教育要領・保育所保育指針等の十分な理解を進めるとともに、キャリアパス等を見据えた専門性の向上を図るための取組を促進し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障し、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えます。

保育所、認定こども園における教育・保育の質の向上及び入所児童の処遇及び安全な生活環境等の確保に向けて、関係市町村と連携し、児童福祉法等に基づき、指導監査を毎年度実施し、適切な施設運営が図られるよう、指導・助言に取り組みます。

保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。

#### ⑤ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

地域や家庭の環境にかかわらず、すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、保幼こ小（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校）の関係者及び県・市町村における、福祉部局と教育委員会の連携強化を推進します。

公立幼稚園及び公立幼稚園から移行した認定こども園を、小学校（縦）と幼児教育施設（横）をつなぐ結節点として連携体制を構築する「沖縄型幼児教育」の実現に引き続き取り組めます。

## ⑥ 待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善

本県の待機児童は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士の確保が最大の課題となっていることから、待機児童が生じることがないように、市町村と連携し保育士の確保及び認可外保育施設を含めた保育の質の向上に取り組みます。また、学生への貸付事業など新規の保育士確保に向けた取組のほか、潜在保育士等の就労支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援及び正規雇用化の促進など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。特に賃金の改善については、保育士の職務の重さに見合った内容となるよう、民間の給与動向等を踏まえつつ、全国と連携して取り組みます。

国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

## ⑦ 地域のニーズに応じた保育提供体制の確保

保育所等の整備が進められたことにより待機児童が減少する一方で、一部の地域においては待機児童が少ない地域では定員割れが生じており、これにより安定的な運営が困難となる施設や統廃合等が必要となる施設が生じる可能性があります。

このような状況を鑑み、国において、人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めるため、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、「こども誰でも通園制度」の導入等による保育所等の多機能化、法人間の連携等が進められることから、今後の国の動向を踏まえつつ、市町村と連携し地域のニーズに応じた保育提供体制が確保されるよう必要な支援に取り組みます。

## (2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課

題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることのないよう支えていくことが望まれます。

このため、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生、多様なこどもの居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止、不登校のこどもへの支援、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中退予防・中退者への支援に取り組みます。

## ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとするため、次に掲げる施策を推進します。

### ① 公教育の再生、学校生活の更なる充実

グローバル化の進展や技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化し、予測が困難な時代となっています。これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、個性や創造性を発揮して、たくましく生きる力を身につけ、夢や志、豊かな心を持ちつつ、社会の激しい変化に対応して、主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育てていくことが重要であり、社会の変化を受けた教育の内容や方法の変化にも、柔軟に対応していく必要があります。このため、こどもたち一人ひとりが自らのよさや可能性に気づき、自己実現を目指すとともに、これからの社会をよりよいものとする、社会の持続的な発展を支える担い手となるよう、「生きる力」を育む学校教育の充実、多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくりに取り組みます。



また、本県が発展する最大の拠り所は‘人’であり、将来進むべき方向性を見据え「‘人’こそが最大の資源」との考えを共有し、次代を担う若い世代を育成していくことは、本県の将来の発展にとって極めて重要です。教育現場においては、「生きる力」を育むため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの柱が示されています。こどもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な「生きる力」を育むため、確かな学力を身に付ける学校教育の充実、豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進、個性を伸ばし自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進及び時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進に取り組みます。さらに、学力等の認知能力とともに、意欲や、協調性、粘り強さ、計画性、創造性、自制心、コミュニケーション能力といった、生きる力の土台となる「非認知能力」の育成に努めます。

## ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保障

社会変化の著しい現代において、新たな時代を創るために必要とされる資質・能力を育むためには、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組み、主体的・対話的で深い学びを実現することにより、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、確かな学力を身に付けることが重要です。学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数学級の推進や、日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を行い、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に取り組みとともに、すべての教員が「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図ります。そのため、「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立に向け、市町村教育委員会と連携し計画的・継続的な学校支援を行います。

実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組みます。また、教育的支援が必要な生徒の学びが保証されるよう、管理職を含めた教職員への研修を行うとともに、専門家を派遣するなど、教職員のスキルアップに取り組みます。

すべての児童生徒の学力が保障されるよう、学校訪問等を通じた学校への授業改善の助言や、デジタル教材活用等を含む1人1台端末の効果的な活用法についての情報提供等を行うほか、学校の状況に応じて、県立高校において学習支援員を配置し、個々に応じたよりきめ細かい指導を行い、確かな学力の定着を図ります。

### ③ 教職員を取り巻く環境整備の推進

教職員一人ひとりが、心身ともに健康で本来の職務に専念し、専門性を十分に発揮して、こどもへのより良い教育を行っていくことができるよう、働き方改革とメンタルヘルス対策の取組を一体的に推進します。また、教員定数の改善等について、引き続き、国の動向を踏まえ取り組みます。

### ④ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となってこどもを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール」と、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、こどもの成長を支え地域を創生する活動「地域学校協働活動」を一体的に推進する市町村の取組を支援します。

こどもが抱える課題等の解決に向け、学校と地域が一体となった取組が進められるよう、市町村におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置を促進し、地域による学習支援や家庭教育支援等の一層の充実を図ります。

### ⑤ 部活動の地域連携や地域展開

部活動の地域連携や地域展開に向けて、部活動指導員を派遣するなど、運動部活動の適正化及び競技力向上に取り組むとともに、地域クラブ活動への展開に向けた体制づくりに取り組みます。

### ⑥ 規範意識の醸成に向けた道徳教育や情報モラル教育の推進

道徳科、特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、児童生徒の道徳性を育み、発達の段階に応じた情報モラル教育を推進します。また、規範意識の醸成に向け、小中学校における自治的な活動の展開や関係機関と連携した取組を推進します。

### ⑦ 体育授業の充実、こどもの体力向上

体力向上に向けては、体育指導者の資質向上に資する研修会の実施、各学校への体育実技指導者の派遣、小学校体育科指導コーディネーターや小学校体育専科教員の配置のほか、研究指定校の設定など、学校における体力向上等に取り組めます。

水泳・武道・ダンス等の授業においては、地域における実技指導協力者の派遣を活用するなど運動に親しむ環境づくりに取り組みます。

### ⑧ 養護教諭の支援体制推進、学校保健の推進

こどもが規則正しい生活習慣を身につけ、心豊かで健やかに成長していけるよう、学校及び教育機関においては、早寝・早起き・朝ごはん等の習慣化について、家庭の協力を得ながら普及啓発を促進するとともに、養護教諭研修会の実施や、歯科保健教育の推進に取り組みます。

関係機関が一体となり、こどもの発達段階に応じた薬物乱用防止教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動に取り組むとともに、薬物乱用防止教育を推進する保健主事、保健体育教諭、養護教諭の資質向上を図るための研修会や専門家による薬物乱用防止教室の開催に取り組みます。

### ⑨ 学校給食の普及・充実や食育の推進、学校給食無償化

教諭・栄養教諭等に対する研修会等の実施や、学級担任、栄養教諭等を中核に家庭や関係団体と連携・協働した食育に取り組みます。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、段階的な取組として、中学生の給食費を対象とし、すべての市町村及び私立学校等に支援していきます。

## イ 多様なこどもの居場所づくり

すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。また、過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものであり、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、多様な居場所づくりを推進するため、次に掲げる施策を推進します。

### ① 多様なこどもの居場所づくりの推進

こどもが健やかに成長できる環境の整備に向けて、地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、こども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心で多様なこどもの居場所づくりの推進など、こどもを地域全体で見守り支援する拠点の形成と拡充に努めます。

小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用した、こどもの安全・安心な活動拠点（放課後子ども教室）の設置や、児童館や公民館等既存の地域資源の活用により、地域のニーズや実情に応じた多様なこども・子育て環境の充実に取り組むとともに、研修等の実施などにより、居場所職員の資質向上や確保に取り組みます。

こどもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、こどもたちの身近な存在として寄り添い、

学習支援等を行うほか、こどもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化や、こども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所づくりの効果的・効率的な実施につなげます。

放課後児童クラブや学習塾など、様々な施設や地域の資源が、こどもにとっての居場所になることから、利用料負担の軽減を図るなど、多様なこどもの居場所づくりに向けて取り組みます。

## ② 放課後児童対策

働くことと子育ての両立のために欠かせない施設である放課後児童クラブについて、施設数及び登録児童数は年々増加しているものの利用ニーズが高まっており、待機児童の解消に向けた取組が必要です。すべてのこどもが放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村や関係機関と連携し、学校施設や児童館など公的施設の活用を含む放課後児童クラブの計画的・効率的な整備を促進するとともに、運営費等に対する支援を推進し、待機児童の解消、利用料の低減などに取り組みます。

放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となっていることから、子ども・子育て支援制度に基づき勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に取り組むとともに、研修等を通じた人材育成や人材確保に取り組みます。また、潜在支援員に対する実態調査を実施し就労に係る課題等を把握し、就労支援に取り組むとともに、若者からシニア世代を含め幅広い年齢層を対象に人材の掘り起こしに取り組みます。

国の方針を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室との校内交流型・連携型の推進や学校施設の積極的な活用を図ります。

## ウ 小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進

こどもが地域においていつでも安心して適切な医療サービスを受けられる体制を整備するとともに、生活習慣の形成・定着等や、性や健康に係る正しい知識の普及啓発、相談体制を整備するため、次に掲げる施策を推進します。

### ① 小児医療体制の充実

本県では、小児科を標榜する医療機関や小児科医の数が全国に比べ少なく、救急病院への休日・夜間の受診者数が多いことなどから、小児救急医療が慢性的にひっ迫している現状を踏まえ、小児患者の保護者の不安軽減や救急医療機関の負担軽減を図るため、「子ども医療電話相談事業（＃8000）」の実施など救急の適正受診の促進に取り組むとともに、小児科医の確保など小児医療提供体制の確保に取り組みます。

様々なこどもの心の問題、被虐待児のケアや発達障害等に対応するため中核病院や地域における支援機関との連携による診療・支援体制の整備や、医療関係者や支援者に対する研修等人材育成に取り組めます。

## ② 生活習慣の形成・定着及び健康増進

学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択し、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。特にこどもや若い世代の食生活については、脂質や食塩の過剰な摂取、朝食の欠食といった乱れが見られ、朝食の欠食は、就寝時間、起床時間といった1日の生活リズムとも関係します。このため、こどもが規則正しい生活習慣を身に付け、心豊かで健やかに成長していけるよう、家庭や関係団体との連携・協働により、学校において食育や早寝・早起き・朝ごはん運動に取り組むとともに、市町村と連携し、健康増進や食生活改善に係る普及運動、歯みがき（仕上げみがき）、甘味（砂糖）の適正摂取方法等、むし歯予防に関する知識の普及に向けた啓発活動を展開します。

## ③ 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進



本県は、10代の出生率は全国より高い状況にあり、10代の人工妊娠中絶率も平成23年度以降、全国を上回るようになってきていることから、性感染症を含む「生＝性教育」を継続して行い、こどもの性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施するなど、性についての正しい知識の普及啓発を図ります。

こどもに対する包括的性教育の充実を図るため、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福（ウェルビーイング）など幅広いテーマで、こどもに携わる方々に対する研修や講座、県民の理解増進を図るための啓発活動を実施します。

## ④ 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進



生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、沖縄県女性健康支援センターを拠点に、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、10代等若年で予期せぬ妊娠に不安を抱える方に対しては、SNS等を活用した相談支援や妊娠検査に係る同行支援等に取り組めます。

## エ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度

等に応じて身に付けるとともに、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けることができるよう、次に掲げる施策を推進します。


① **主権者教育の推進** 

こどもの発達段階に応じ、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、各校の取組や授業実践等の情報収集・発信に取り組みます。そのため、学校における外部専門機関との連携を支援するとともに、初任者研修等で、教職員に対する研修を推進します。

② **消費者教育、金融経済教育の推進** 

こども・若者が消費者被害に遭わないよう自主的かつ合理的な意思決定に基づき行動するとともに、人や地域・社会、環境のことも考えて行動ができる「うちなー消費者」の育成に向けた消費者教育を推進するとともに、関係機関と連携し、学校や放課後児童クラブ等に対し講師を派遣するなど、将来の生活の安定につながる金融経済教育の充実に取り組みます。

携帯電話やインターネットトラブルなど、気付かないうちに詐欺行為の加害者や被害者にならないよう、犯罪から身を守るためのネットリテラシー教育について、学校現場を含めて推進します。

③ **社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育** 

学校教育活動全体を通して、キャリア教育を促す取組を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を意識した取組を推進します。

このため、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、各教科・科目における学習や学校行事など、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒が主体的に進路を選択・決定するために必要な支援に取り組むほか、小・中・高・特別支援学校の学びをつなぐ「キャリア・パスポート」の取組や、職場における体験活動等を通してこどもの将来や仕事について考えるきっかけを創出し、学ぶことと社会との接続を意識した取組を推進します。

こどもの職業意識の向上については、県内企業や経済団体等の関係機関と連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学校や地域における就業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教職員や保護者等の関係者への情報提供等に取り組みます。

高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、参集型研修、外部講師派遣による研修、就職指導担当者向け実務研修を実施し、就職内定率の向上及び早期離職率の改善を図るとともに、高校生一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育成するため、県立高校（定時・通信制課程含む）にキャリアコンサルタント等を派遣し、教員向けの研修会などを実施するとともに、生徒向けキャリア形成のための授業を実施するなど、学校における教育活動全体を通じたキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取り組めます。

生徒や学生が、アルバイトや就職活動を行うに当たり、労働者の権利等を学ぶ労働法教育は非常に重要であることから、学校教育における雇用と労働問題に係る学びを推進するなど、働く上で必要な社会保障制度及び労働関係法令など基礎的知識の普及に取り組むとともに、生涯を通して家族・家庭の生活を支える社会的支援として社会保障の意義や役割を理解できるようにするほか、我が国の社会保障制度の現状と課題などを、医療、介護、年金などの保険制度において見られる諸課題を通して理解できるように取り組めます。

## オ いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があることから、いじめ防止のための相談体制の整備や関係機関の連携を強化するほか、いじめ防止に係る人権教育を推進するため、次に掲げる施策を推進します。

### ① いじめ防止対策の強化

いじめの防止等のための対策を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、いじめの早期発見、早期対応に向けた相談体制の充実に取り組めます。また、スクールロイヤー等の活用や、警察等の関係機関が参加する「沖縄県教育庁・警察本部等連絡協議会」の開催、学校・家庭・地域が参加する学校運営協議会等におけるいじめ対策に関する協議など、社会総がかりで総合的かつ効果的ないじめ問題の対策に取り組めます。

いじめ防止に係る基本方針や対応マニュアルを活用するなど、ネットいじめ、SNS等での誹謗中傷を含めたいじめに特化した校内研修の実施について指導と助言を行うほか、教育事務所生徒指導担当者等連絡協議会、各地区小中校長研修会、市町村教育委員会学校支援連絡協議会等において、関連資料の提供等により教職員がいじめ問題について理解を深められるよう取り組

みます。

いじめの防止等のための対策については、関係者の連携の下、適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会の連携の強化を図るとともに、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備等の事例について、市町村へ情報提供し、取組の展開を図ります。

いじめ、不登校の防止及び解消に向けて、学校の教育活動全体を通じて、人間としてのあり方や生き方について自覚を深めつつ、児童生徒が自他を尊重し、いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる人権教育に取り組みます。

## ② スクールカウンセラー等による支援の実施

スクールカウンセラー等を学校に配置し、こどもの心の相談、保護者や教職員の相談に当たり、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いてこどもの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校へ配置し、支援体制の整備に努めます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上のため、各地区教育事務所における研修及びスーパービジョン体制の充実等を図ります。

## ③ いじめの重大事態の調査

いじめ防止対策推進法に基づく措置について、すべての教職員が正しく理解し、迅速に対応できるよう周知徹底を図ります。

いじめの重大事態に係る学校からの報告を受け、いじめ重大事態再調査部会において再調査の必要性について審議するとともに、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要と認める時は、同部会において再調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

## カ 不登校の子どもへの支援

不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多いことに配慮しつつ、すべての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、次に掲げる施策を推進します。

### ① 教育支援センター、学びの多様化学校の設置等

学校内の校内自立支援室や学校外の適応指導教室など、学校内外の教育支



援センターの設置については、未整備の市町村に対し設置促進に取り組みます。

学びの多様化学校（不登校特例校）の設置については、国の動向を注視しつつ、他県における先進事例の収集など状況把握に努めます。

## ② 相談支援、学習支援体制の整備

不登校のこどもへの対応としては、個に応じた指導の充実や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用のほか、登校しても教室に入れないなどの学校生活を送る上で困難を抱えるこどもへの支援を行うための校内自立支援室等の充実を図るなど、不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの支援体制及び家庭、学校等が抱える問題等の解決に組織的・計画的に取り組めます。

このため、学校において、問題を抱えている児童生徒の背景に着目し、福祉の視点で児童生徒の取り巻く環境に働きかけを行うスクールソーシャルワーカーの配置人数や区域拡大と、資質向上のため、各地区教育事務所における研修の充実等に取り組むほか、スクールソーシャルワーカー等の役割について、関係機関における理解を深め、学校と関係機関との連携を促進します。

不登校など社会生活を営む上での困難を抱えるこども・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae を拠点として関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、多角的な支援に取り組めます。

困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに、対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えたこども・若者が、孤立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを行う地域の活動を支援します。

フリースクールやこどもの居場所等、学校外の支援機関に係る諸課題については、関係機関と連携を図りながら検討を進めていきます。

## ③ 不登校のこどもの数の増加に係る要因分析の実施

配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教職員への面談後のフィードバックの充実を図り、要因分析につなげていきます。

## キ 校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状

況、社会の変化等に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、運用については、学校ホームページに掲載する等、児童生徒や保護者等と共通理解を図ります。

校則の見直しを行う場合には、児童生徒や保護者等から意見を聴き、議論する機会を設けた上で定めていくことが重要であるとともに、児童生徒が主体的に参画し意見表明することは、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有することから、重要性等について、学校や教育委員会等への理解促進を図ります。

## ク 体罰や不適切な指導の防止

体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる児童生徒に対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教職員の研修会等において、生徒指導提要の周知を図るとともに、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら、能力や適性、家庭状況等、児童生徒の理解に努め、体罰や不適切な指導に依らない生徒指導を推進します。

各学校に対して、適切な指導体制の構築や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組等が記載された部活動等の在り方に関する方針について周知徹底し、学校・保護者、関係機関等と連携を図り、児童生徒の人権が尊重され、健全で充実した部活動が実現されるよう取り組みます。

児童生徒や保護者からの部活動に係る相談等に対し、関係者への確認と指導・助言を行い、学校と協力しながら解決を図ります。

## ケ 高校中退予防・中退者への支援

様々な困難を抱え、就学継続が懸念される生徒への予防的支援に取り組むほか、中退者や進路未決定者への復学・就学、就業の支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

### ① 就学継続及び中途退学の防止

学校における就学継続のための相談・支援体制の強化を図るため、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い県立高等学校に就学継続支援員等の配置や居場所の設置を行い、校内における支援体制の構築に取り組むとともに、訪問支援や、教育・福祉関係機関、民間団体との協働により、就学継続を支援する体制を構築し、中途退学の防止、キャリア教育の充実に取り組むほか、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。

困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究協議を開催するほか、優良事例やこどもの貧困に関する情報共有を行うなど、対策の強化を図ります。

高校のない離島地域から島外に進学している生徒に対しては、就学継続や進路変更に係る支援のほか、必要とされる教育、福祉、保健、医療等に係る支援を補完する仕組みづくりに取り組みます。

## ② 就業支援や復学・就学のための取組

高等学校中途退学者や中途退学が懸念されるこどもや、中学校卒業後に就学・就業をしておらず、社会的自立に向けた展望を見出せないでいるこども・若者について、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども若者みらい相談プラザ sorae、NPO等の支援団体、こどもの居場所、企業等と連携・協力を図り、社会的な自立と円滑な社会生活が営めるよう、キャリア形成支援や、就学、就業など必要な支援につなげるとともに、こどもが必要とする寄り添い型の支援に取り組みます。また、高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。

## (3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じる場合があります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

このため、高等教育の修学支援、高等教育の充実、就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実に取り組みます。

## ア 高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施するとともに、高等教育の充実を図りつつ、その後のキャリア形成につながる教育を推進していくため、次に掲げる施策を推進します。

### ① 高等教育段階の就学支援の着実な実施

教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業の着実な実施と、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図るとともに、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付するほか、県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る渡航費用を支援します。また、私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組みます。

### ② 高等教育の充実

魅力ある高等教育環境や地域貢献機能の充実を図るためには、大学等の高等教育機関や企業と連携し官民が一体となり、個人のキャリア形成や対人関係能力、様々な視点から社会変化等を捉える力、社会課題を発見する力等の非認知能力の向上を支援する必要があります。

このため、県内高等教育機関が有する多様な資源やそれぞれの特色を活用し、地域社会や産業における課題解決を図るための教育、研究、地域貢献活動等の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図ります。

県内産業を牽引し、地域の発展に寄与できる多様な人材を輩出するため、高等教育機関自らの魅力を高める教育プログラムの導入支援や蓄積された教育研究成果の還元による社会貢献活動への支援等に取り組みます。

### ③ 産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進

産業と高等教育機関等の連携により、就職後の離職対策の強化を図りつつ、職業観の形成から就職、定着までの一貫した総合支援を促進します。

高等教育機関の学生等が、それぞれの専門分野の知識・技能を生かし職業を通じて社会にどのように関わるかという明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力を身に付けるキャリア教育を促進します。

### ④ 学生の自殺対策などの取組推進

学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方教育、こどものSOSへの大人の対応についての研修等を行い、理解を促進します。

### ⑤ 学び直しの機会創出

産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャリアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出を促進するとともに、企業に勤める社会人のみならず、子育て世代の女性等の多様なニーズに対応する学び直しの機会創出に取り組みます。

## イ 就業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若者の経済的基盤の安定を図るため、円滑な就業に資する職業能力を培うことができる支援や、就業定着、再就職に向けた支援のほか、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、次に掲げる施策を推進します。

### ① 就業支援と定着促進に向けた取組

若年者の就業促進については、沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援するとともに、若年無業者で就業支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。また、技術系・ものづくり系人材が県内で活躍できる環境整備に取り組みます。

県内企業の情報や魅力を知る機会の充実を図り、若年者と県内企業のマッチング強化を図るとともに、県外大学等と連携したUIJターンの推進により、若年者の県内就職促進に取り組みます。

学校等から職業生活への円滑な移行や早期離職の防止については、就職活動の前段階においてキャリア形成に向けた支援を実施し、就業に関する意欲や能力を高めるほか、適切な職業や企業を選択するための知識やノウハウの習得支援等に取り組むとともに、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、大学等関係機関と連携した新規学卒者向けの就職支援、就業体験や職場訓練によるマッチング支援等に取り組みます。

若年者の定着促進については、新規学卒者等や企業向けの個別相談、セミナー開催等により職場適応等を支援するとともに、正規雇用化や人材育成の促進等によりキャリア形成が図られる環境づくり等に取り組みます。

### ② キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができる支援

各自が持っている職業知識、技能、能力を発揮可能とするため公共職業能力開発施設における職業能力開発については、民間教育訓練機関との役割分

担を図りつつ、企業等から求められる訓練ニーズに応えられるよう、産業構造の変化等に対応した訓練科目の見直しや職業訓練プログラムの創出に取り組みます。

職業能力の開発や向上を図るため、沖縄県職業能力開発協会との連携の下、技能検定の普及と技能振興を促進するとともに、職業能力開発施設については、人手不足の対応や労働生産性の向上など、時代のニーズに適合した職業訓練を実施できる施設の整備・拡充に取り組みます。

各種助成制度の周知と活用を促し、事業主等が行う柔軟な職業能力開発に対する支援を推進するとともに、技術革新の動向を捉えた職業能力開発に向けては、民間教育訓練機関等との連携や役割分担により、委託訓練の充実や職業訓練プログラムの創出など、質の高い訓練ときめ細かな就業支援に取り組みます。

企業や民間教育訓練機関等を活用し、訓練機会の少ない離島地域での訓練の充実に取り組みます。

### ③ 就職困難者等に対する総合的支援、キャリア自律に向けた支援

総合的な就業支援拠点であるグッジョブセンターおきなわにおいて、求職者の様々なニーズに対応し生活から就職までをワンストップで支援し、就職困難者や生活困難者に対しては、個別的・継続的な支援を行うとともに、企業や民間教育訓練機関等を活用し、離職者等の再就職訓練の充実に取り組みます。

### ④ 賃上げに向けた取組

県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を賃上げなどの人への投資につなげる「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進します。

若者が、将来への希望をもって生活できるようになるためには、経済的基盤の確保が重要であることから、従業員所得向上に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援します。

### ⑤ 働きやすい環境の整備

すべての労働者が安心して働きやすい環境を整えることが重要となることから、働き方改革を促進するほか、労働者の多様な働き方を可能とする労働環境の整備に取り組む企業の支援を推進するとともに、雇用・労働環境改善

等により若年者にとって魅力ある職場づくりを促進します。

仕事と生活の調和に配慮した働き方の見直しは、労働者個人の仕事と生活に対する満足度を高めるのみならず、生産性の向上や優秀な人材の確保等につながる取組であるとの理解を深めるため、セミナー等の開催により、更なる周知・啓発を図ります。

県内企業に対し、社会保険労務士等の専門家を派遣し、企業の実態に即した支援を行うとともに、労使双方や、就業前の大学生等を対象とした講座等の開催により、労働環境の整備を促進します。

非正規雇用労働者が働きやすく、また、働き続けられる職場環境の整備を図るため、県内中小企業に対する専門家派遣及びセミナー開催を実施するとともに、労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働環境の向上を図ります。

## ⑥ 非正規雇用労働者の正規化促進

非正規雇用対策については、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」への対応に向けて、公正な待遇を確保するため、賃金制度を検討する上で有効な職務分析・職務評価の導入支援と普及を促進するとともに、非正規雇用者のキャリアアップ機会の創出や処遇改善の促進に取り組みます。

正規雇用に取り組む企業等に対して、専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用の促進につなげます。

従業員の雇用環境の整備や、処遇改善、正規雇用の拡大を図るため、積極的に人材育成を図る県内企業の取組を支援するとともに、人材育成や雇用環境に優れた企業を認証する人材育成企業認証制度を実施します。

## ウ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若い世代を中心として結婚の希望をかなえるために、デジタル技術を活用した未婚者への交流や出会いの機会の提供、結婚に伴う新生活のスタートに係る支援等に取り組むとともに、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランの前提となる知識や情報の提供、企業間・異業種交流の促進など、地域の実情に応じた取組を推進します。

## エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実

ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上での困難を抱えること  
も・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae や地域若者サポートステーションなどを拠点として関係機

関と連携し、相談・支援体制の充実を図り、多角的な支援に取り組むとともに、市町村のニーズに応じて、支援を補完できる体制を構築します。

困難を抱えるこども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を促進するとともに、ひきこもりの実態把握に向けて、市町村との連携体制を強化し、効果的な調査や支援が行える体制づくりに取り組みます。

子育てに関する内容を含め、人々が抱える様々な悩みに関する相談に対して、総合的に応えることができる相談体制を整備するほか、言語、文化、法制度等が異なる国際結婚や、それに伴う子育てに関する相談についても、法的手続きの方法や情報の提供等、的確なアドバイスができるよう相談体制を整備するとともに、関係機関と連携を図ります。



### 3 子育て当事者への支援に関する重要施策

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

##### ア 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

教育費の負担が理想の数のこどもを持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、家庭の経済状況に依ることなく、子育てや教育が行えるよう、次に掲げる施策を推進します。

##### ① 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

安心して子育てを行える環境を実現するため、子ども・子育て支援制度に基づく幼児教育・教育の無償化及び多子世帯に対する保育料の負担軽減に取り組むとともに、サポーター派遣による育児等支援に係る事業を促進します。また、低所得世帯等に対しては、一時預かりやファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブに係る利用料の低減等に取り組みます。

市町村と連携し、公営住宅における子育て世帯等の優先的な入居促進など、妊産婦や多子世帯を応援する仕組みづくりに取り組めます。

小中学校における補助教材の使用については、学校長の責任のもと、その必要性について十分に精査するとともに、補助教材や学用品等の購入については保護者の経済的負担が過重なものにならないよう、市町村教育委員会と連携して取り組めます。

家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、就学援助や授業料、通学費、進学のための費用など状況に応じた教育費負担の軽減に取り組めます。

##### ② 医療費等の負担軽減

こどもの健全な育成・発達に資するためのこども医療費助成制度については、医療に係る経済的負担の軽減を推進するとともに、医療機関における窓口での支払いを不要とする現物給付を継続して実施できるよう、引き続き市町村への支援を行います。

#### (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

##### ア 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行うため、次に掲げる施策を推進します。

**① 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進**

子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業や、子育て支援に関する相談、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業について、市町村の実情に応じて拡充できるよう支援します。

市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、適正かつ円滑に事業を行うことができるよう、国と連携し提供体制の確保に係る支援を行うとともに、市町村と連携し、多様な子育て支援の担い手となる人材の確保に取り組めます。

**② 体罰によらない子育てに関する啓発推進**

こどもの権利の保障や体罰等の禁止などを定める子どもの権利尊重条例の普及啓発を通して、体罰によらない子育ての啓発に取り組めます。

**③ 家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進**

こどもの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置を促進するほか、地域における人材の育成及び活用により家庭教育支援の充実に取り組むとともに、県民全体が家庭教育支援に対する理解を深めるための広報活動等の充実に取り組めます。

保護者向けの学びの場を提供している市町村、各学校に対し、子育てに関する情報提供を行うとともに、各種研修会等を通して、家庭教育支援者の資質向上を図り、家庭教育力向上に取り組めます。

**(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進**

**ア 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進**

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てが行えるよう、次に掲げる施策を推進します。

**① 家庭、職場、地域社会における共働き・共育ての推進**

民間企業等を対象に、従業員の仕事と子育ての両立を支援するため次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等を働きかけるほか、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業については、企業認証制度によって社会的評価を高め、更なる普及拡大を図るとともに、先進的な両立支援事例の情報発信などにより、労働者の多様な働き方を促進しま

す。

## ② 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進、仕事優先の考え方や働き方の見直し、育児とキャリア形成の両立等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組めます。

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施するほか、企業をはじめ労働者及び県民に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を図ります。

結婚・出産後も仕事を続ける女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向け、出産・育児や就業の環境整備を総合的に推進し、子育て中の女性等を支援するとともに、女性の社会参画の推進に資する取組に対する支援を行います。

子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するため、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、よろず相談やセミナーを実施し、企業に対して専門家派遣を実施します。

性別にかかわらず、家族が相互に協力しながら、家事・育児・介護等においてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、幅広い層に対応した啓発活動などに取り組めます。

## ③ キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備

子育て、介護と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方を実現するため、テレワークを始めとした、時間や場所を有効に活用できる多様で柔軟な働き方の普及促進に取り組むとともに、子育てしやすい居住環境の実現とまちづくりを推進します。

## ④ 男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組

女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境の整備を図るほか、子育てのスタートラインから男性の子育てへの参画を促す男性の育児休業取得を促進するため、企業や市町村等と連携し、男性が育児休業を取得することへの意識喚起に取り組むほか、職場等の理解を深めるため、

男性向けの講座等や男女共同参画週間での県民向け広報など、必要な広報・啓発活動を行います。

#### ⑤ 男性の育児等への参画

家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行うものであるという認識を共有するため、家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進します。このため、従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力しながら、積極的に家事、育児、介護に参画することの重要性の普及・啓発に取り組みます。

### (4) ひとり親家庭等への支援

#### ア ひとり親家庭等への支援

本県においては、全国的に見ても離婚率やひとり親世帯の出現率が高いことや、ひとり親家庭において生活に困窮する割合が高い現状を踏まえ、子育てと生計維持を一人で担っているひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、相談支援体制の強化を図るほか、各家庭のそれぞれの状況に応じた就業支援、子育て・生活支援、経済的支援等を通して自立へとつなげるとともに、こどもにとって不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保等のため、次に掲げる施策を推進します。

#### ① 相談支援体制の強化

ひとり親家庭等が孤立することなく、必要な支援につなげるため、ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就業支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができるよう、母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関における相談員の資質の向上、相談体制の充実を図るとともに、各種支援策についての周知広報の充実を図ります。

母子・父子福祉団体等の当事者団体の活動を支援するとともに、これらの団体等と連携して、当事者に寄り添った相談支援の推進及び当事者への効果的な周知に取り組みます。

#### ② 就業支援の推進

就業相談員による就業相談、資格取得講習会の開催、求人情報提供など、一貫した就業支援に取り組むとともに、それぞれの世帯の状況に応じた就労の選択ができるよう、ハローワークと連携しながら、就業相談等を実施します。

ひとり親家庭は、就労率は高いものの不安定な雇用形態の割合が高いこと

から、より条件の良い仕事に就業できるよう、就業に結びつく可能性の高い資格の取得を支援するため、資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成のほか、養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の給付・貸付により、就業支援を推進します。また、子育てと就労の両立など、様々な困難を抱えるひとり親家庭等をサポートするため、在宅就業も含めた多様な働き方の実現に向けた支援を行います。さらに、生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給するほか、ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給するとともに、関係機関・団体との連携を図り、試験合格に向けた環境づくり等に取り組みます。加えて、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の修業資金貸付において、運転免許取得にかかる費用の無利子での貸付けを行うことで、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。

ひとり親家庭等の雇用促進について、民間事業者理解を深めてもらうため、各種雇用関係助成金や奨励金制度の周知を含めた啓発活動等を実施するほか、ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者をはじめ、学び直しをする親や自ら事業を行う親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知と活用促進を図ります。また、就業支援や雇用環境の改善に取り組む関係機関と緊密な連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を促進するほか、公的施設における母子・父子福祉団体の売店設置等の促進などにより、雇用の促進を図ります。

### ③ 生活支援、子育て支援の推進

育児、子育て等について悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講習会や各種相談体制を整備するほか、ファミリー・サポート・センター事業など市町村が実施する子育て支援施策の積極的な活用を促進するとともに、親の就業や疾病等により緊急・一時的に家事・育児等に支障が生じた場合、居宅へ家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣を行います。

ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練を行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、保育所等の優先入所を促進するほか、認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ってまいります。

住宅に係る支援として、県営住宅等において、ひとり親家庭の優先入居を実施するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付けを実施します。

様々な問題を抱え、自立に向けた専門的・継続的な生活指導等の支援が必要な母子家庭が、地域で自立し、安定した生活を送るためのスキル向上の支援を行う母子生活支援施設について、運営に対する支援や設置の促進、利用の広域化を図るとともに、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、民間アパート等を活用し、生活支援や子育て支援、就業支援等を組み合わせた総合的な支援を行います。また、民間アパートを活用した生活支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。

こどもへの生活・学習支援については、将来の自立に向けて基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行うほか、経済的な負担になっている進学費等の支援を充実強化し、ひとり親家庭のこどもの生活の向上と教育環境の充実を図ります。

#### ④ 経済的支援の推進

こどもを育成する家庭の生活の安定と自立が促進され、こどもの福祉の向上が図られるよう、児童扶養手当の支給や、所得要件等を満たすひとり親家庭のこども等の医療費の助成など経済的支援策の実施と周知に取り組むとともに、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金や生活資金等を無利子又は低利で貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の適切な実施と、市町村や福祉事務所の相談窓口における広報・周知に取り組みます。

#### ⑤ 養育費や親子交流に関する相談支援の推進

ひとり親家庭の生活を支え、こどもの健やかな成長を図るためには、養育費の確保と親子交流の取り決めは重要であることから、離婚前後において養育費等に関する相談体制の充実や、関係機関との連携を図るとともに、養育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援します。このため、養育費の確保に向けての手続き等について、養育費専門相談員による相談窓口を配置し、情報提供等の支援を行うほか、必要に応じて弁護士による法律相談や家庭裁判所等を訪問する際の同行支援を行うとともに、養育費の継続した履行を確保するため、養育費に関する弁護士相談、公正証書の作成や養育費保証契約締結等に係る支援を行います。

養育費はこどもの権利であり、その負担は親としてこどもに対する当然の義務であることについて、離婚前後の父母等を対象とした講座等を通して、広く社会一般の共通認識としての醸成を図るとともに、各種制度・支援策の活用に向けた積極的な周知広報を行います。

親子交流については、養育費相談とは異なる専門性が必要なことから、相談員や関係機関に対する研修の機会を通じて制度の知識や理解を深め、相談員の資質の向上を図るほか、適切な親子交流の実施に向けて、各家庭の状況に配慮した段階的な支援を行うとともに、こどもが安全・安心な環境で親子交流が行えるよう、体制整備に取り組みます。

離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、様々な関係機関から適切な支援を提供することができるように、各種施策や組織間の連携を促進し、相談・支援体制の更なる強化に取り組みます。

## 4 最重要課題の解消に向けた施策

### (1) こどもの貧困対策

平成28年（2016年）1月、沖縄県のこどもの貧困率が29.9%と、県内のこども3人に1人が貧困の状態にあり、全国の約2倍の水準という衝撃の結果が明らかとなりました。

この深刻な状況を一刻も早く改善するため、県では、平成28年度（2016年度）を貧困対策元年と位置づけ、国、市町村と連携し地域の実情に応じた施策を展開してきました。

あれから10年を迎えようとしている今、これまでの貧困対策を通して、雇用環境の改善も進み、困窮世帯の割合は改善傾向を示してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光関連産業などを中心に本県経済は多大な影響を受け、令和5年（2023年）5月に5類感染症に移行してからは、持ち直しの動きが見られていましたが、国際情勢などの影響による物価高騰が県民生活を直撃し、困窮世帯の生活はより深刻な状況となっています。

このような中、沖縄県では、こどもの貧困を地域や社会全体の問題として捉え、こどもとその家庭につながる仕組みを構築するとともに、こどもが抱える状況に対応した総合的な施策を展開していくため、本計画においても、引き続き、こどもの貧困対策を県政の最重要課題に位置づけることとします。

これまでの貧困対策の推進により、今後取り組むべき課題、重要性を増した課題、新たに取り組むべき課題に対応するため、本計画期間中は、「ライフステージに応じた施策の充実強化」、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」、「支援につながっていないこどもとその家庭への支援体制の構築」を貧困対策の3本の柱として位置づけ、施策を展開していくこととします。

なお、貧困対策と関連が深い施策について、本節において今後の展開方向を示すこととし、その他の貧困対策と関連がある施策については、第3章第1節から第3節に記載するほか、第7章個別施策集においても整理することとします。

### ア ライフステージに応じた施策の充実強化

親の妊娠・出産期からこどものライフステージに即した切れ目のない支援を行うため、こどもや家庭への関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築するとともに、各ライフステージに応じた生活・教育・経済的支援をより効果的に行うことができるよう取り組んでいきます。



### ① つながる仕組みの構築

貧困がこどもの生活と成長に与える悪影響を未然に防ぎ、解消していくためには、こどものライフステージに応じて支援を必要とするこどもや子育て家庭につながり、必要な支援及び支援者につなげる仕組みを構築するとともに、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、離島・へき地を含む県内各地域の実情に配慮しながら、こどもの成長とライフステージに的確に対応するきめ細かな支援を総合的に展開することが必要です。

このため、市町村が地域の実情やこどもの実態に応じて設置するこどもの居場所や地域の貧困状況を把握し、関係機関との情報共有やこども及びその保護者を各種支援や制度につなげるための調整等を行う、こどもの貧困対策支援員の配置を促進するとともに、居場所運営者や貧困対策支援員の支援の専門性向上及び持続的運営を図るため、支援コーディネーターを配置し相談・助言を行うほか、習熟度等に応じた研修を実施します。こどもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、こどもの身近な存在として寄り添い、学習支援等を行うほか、居場所運営者同士や関係機関等とのネットワークの強化、大学や関係機関などが実施するこどもの貧困対策に関する講座や研修等と連携した人材の養成を図ります。

人材確保が困難なことなどの理由によりこどもの居場所や貧困対策支援員が設置・配置できない小規模離島町村に対して支援員等を派遣し、当該町村や学校と連携して、支援が必要なこどもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援するほか、困難を抱えるこどもや家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、社会的孤立を防ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進するとともに、センター機能の充実のため、コーディネーターや運営に関わる関係者の人材育成に取り組みます。

困難を抱える若年妊産婦及びその配偶者に対しては、市町村等と連携のうえ、安定した生活を営み自立できるよう、専門的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就労や就学支援、ライフプランに関する講座等を開催します。また、貧困の要因となり得る予期せぬ妊娠や若年妊娠などの問題に対応するため、居場所等へ助産師を派遣し、居場所職員に対する性や保健に関する研修のほか、こどもへの性教育の実施、性に関

する悩みなどへの相談対応を行います。

こどもの貧困は、自己責任論ではなく社会全体で取り組むべき問題であることへの理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広報・啓発活動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働した県民運動の展開、こどもの貧困の実態調査や国・大学等の調査研究に関する情報収集及び提供などに努めます。

学校をこどもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校現場の関係者に対する理解増進を図るほか、市町村が地域の実情を踏まえ、計画策定や対策が実施できるよう、こどもの貧困の実態や先進事例など、必要な情報提供に努めます。

## ② ライフステージに応じた各種施策の推進

親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに即して切れ目のない、また、個々のこどもが抱える課題に対応した総合的な施策を実施します。

### (7) 乳幼児期

すべてのこどもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供や、多様な保育ニーズに対応しこどもを安心して育てることができる環境整備、保育や医療に係る経済的負担の軽減に取り組みます。

このため、多様な保育ニーズに対応し、夜間保育所や延長保育など市町村が実施する地域の実情に応じた保育サービスの支援を推進します。

保育に係る利用料負担の軽減を図るため、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減、市町村において地域の実情に応じて実施している、病児保育などを支援することにより、低所得世帯を含むすべてのこどもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。

こどもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施しているこどもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。

### (4) 小・中学生期



困窮する世帯が社会的に孤立し、一層困難な状況に陥ることがないように、相談支援体制の充実に取り組むとともに、こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりや、経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減

等に取り組みます。

このため、市町村が地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、キャリア形成等を行うこどもの居場所や、専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所の設置を促進します。

学校を窓口として、支援が必要な家庭のこどもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や区域を拡充するとともに、各種支援員や福祉関連機関等との連携を促進するほか、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置を推進します。

経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減を図るため、学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、効果的な周知に努めるとともに、認定基準や、対象費目、単価等、制度の充実に取り組む市町村を支援します。

特別支援学校等へ就学する児童生徒の保護者等に対しては、特別支援教育就学奨励費を通じた支援を行い、私立学校に通う家計が急変した世帯等に対しては、児童生徒の授業料の負担軽減に取り組みます。

生活保護受給者に対しては、義務教育に必要な各種費用が支給される教育扶助を活用し、就学の保障を図ります。

家庭の経済状況にかかわらず、生活の安定とこどもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの利用料について、市町村と連携・協力し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進するほか、こどもに関する医療費助成について、医療機関における窓口での支払いが不要となる現物給付制度を継続して実施できるよう、引き続き市町村を支援するとともに、所得要件等を満たすひとり親家庭のこどもに対し医療費を助成します。

「校内自立支援室」を設置するなど、登校しても教室に入れないなどの学校生活を送る上で困難を抱える児童生徒への支援を行うとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援（地域未来塾）を行う市町村の取組を支援します。



#### (ウ) 高校生期

家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減、学校における就学継続のための相談・支援体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援に取り組みます。

このため、高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、授業料以外については、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度により、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援のほか、高校生等の通学費に係るバス運賃等の負担軽減に取り組みます。

就学の継続を支援するため、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に支援員等の配置や居場所の設置を行い、教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築するとともに、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置や、確かな学力の定着を図るための県立高校の状況に応じた学習支援員の配置を推進します。また、高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対する、講演会や研究協議の開催、優良事例やこどもの貧困に関する情報共有など、対策の強化を図ります。

#### (I) 支援を必要とする若者

中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者（以下「支援を必要とする若者」という。）や、児童養護施設等を退所する者、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者及びその家庭を適切な支援につなげるための体制を構築するとともに、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組みます。

このため、支援を必要とする若者に早い段階で支援を届けることができるよう、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザ sorae 等と情報を共有し、就学、就労など必要な支援につなげます。困難を抱えるこども・若者やその家族等に対する効果的かつ円滑な支援に向けた連携体制を整備するため、市町村への子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するほか、県及び市町村において、専門的な個別支援を必要とするこどもに対応できる居場所での支援に取り組みます。

退所者が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、社会につながりを持ち、個々のペースで自立していけるようにするための継続的な支援に取り組みます。退所者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、運転免許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も

学業に専念できるよう生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、アパートの賃貸借契約における身元保証人の確保等に取り組みます。

継続した支援が必要と認められる退所者に対しては、措置延長の実施や、児童自立生活援助事業等の活用、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、退所者のアフターケアを推進します。

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓口の設置等、ヤングケアラーの早期発見・把握、適切な支援への円滑なつながり、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組むとともに、ヤングケアラー等困難を抱えるこどもまたは家庭を訪問し、家庭の状況に応じたアウトリーチを行い、必要な支援につなぐための寄り添い支援に取り組みます。

若年無業者で就労支援が必要な者に対する基礎的な職業訓練の実施や、私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免に取り組みます。



#### (オ) 保護者への支援

生活困窮世帯やひとり親家庭に対しては、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援のほか、生活保護や各種手当などの金銭給付・貸与、現物給付（サービス）、養育費の取得など、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、若年妊産婦を含む妊娠・出産期に困難を抱える保護者に対する支援の充実を図り、安定した生活基盤の構築及び自立の支援に取り組めます。

このため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく自立に向けて、家計改善等の支援を含めた包括的な支援を行うとともに、生活保護については、支援が必要な方に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。

生活困窮者及び生活保護受給者に対しては、就労支援員による就労支援や、直ちに就労が困難な者に対しては就労準備支援を行うほか、児童扶養手当受給者も含め、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。

ひとり親家庭の母又は父に対しては、児童扶養手当の確実な支給が図られるよう、制度の周知に努めるとともに、養育費に関する相談支援や、養

育費の取り決め率の向上及び履行確保に資する取組を支援するほか、所得要件等を満たすひとり親家庭の親等に対し、医療費を助成します。

生活保護受給者やひとり親家庭等の就労促進のため、生活保護受給者には、就労活動促進費及び就労自立給付金を、生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合には、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を、ひとり親家庭の親及び子に対しては、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。

ひとり親家庭及び低所得の子育て家庭に対しては、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行うほか、ひとり親家庭等の就労機会の確保を図るため、職業訓練の実施や就職のあっせん等、就労や学び直しの支援、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の補助となる給付金の支給及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援を行います。

専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭に対しては、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用した就労、子育て支援等を行うことにより地域での生活を支援するとともに、ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。

身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを実施するほか、困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対し、出産までの間、安心して生活を送ることができる宿泊型居場所を設置するとともに、出産後は安定した生活につながるよう養育等に係る情報提供や関係機関と連携した支援に取り組みます。また、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対しては、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう、制度の周知と関係機関の連携に取り組みます。

住宅に関する支援について市町村と連携・協力し、ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯に対する公営住宅の優先入居や、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等に取り組むとともに、新たな住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者向けの住宅の登録を促進し、市町村による家賃低廉化の実施に向けて取り組むほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金及び自立に向けて意欲的に取り組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付を行います。ま

た、離職等により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者に対しては、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組み、活用を促進します。



#### (カ) 雇用の質の改善に向けた取組

県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得を向上させ、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇を図る「成長と分配の好循環」を構築することは、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることから、県内企業の取組を促進するとともに、保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

このため、非正規雇用労働者が働きやすく、働き続けられる職場環境の整備を図るため、県内中小企業に対する専門家の派遣やセミナーを開催するとともに、正規雇用化を図る企業等に対しては、専門家派遣などの支援を行うほか、就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点（グッジョブセンターおきなわ）を活用し、生活から就職までをワンストップで支援します。

従業員の給与増に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じ、県内企業における所得向上の取組を支援します。

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家を派遣します。

### イ 貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

沖縄県が貧困対策を推進してから10年を迎えようとしています。10年前にこどもの居場所等で支援につながった子どもたちの多くが高等教育や就労を迎える年齢へと成長していますが、おおむね18歳までを対象としてきたこれまでのこどもの貧困対策では、その後の支援を行う資源や仕組みが十分整っているとは言えない状況にあります。自立に向けて自主的に行動ができる状態にならない子どもたちを放置すれば、この子どもたちが貧困状態へと陥り、貧困の連鎖へとつながっていくことが懸念されることから、子どもたちの自立に向けた支援を強化し、貧困の連鎖を断つため、次に掲げる施策を推進します。



### ① 学習・進学支援

生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯のこどもに対しては、市町村、NPO等と連携し、こども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組みます。

能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付するとともに、県外大学等に進学を希望する低所得世帯の高校生の受験や進学等に係る渡航費用を支援します。



### ② 体験・交流の機会創出

家庭の経済状況にかかわらず、こどもたちが、様々な体験・交流の機会等により、周囲のこどもやおとなとの触れ合い等を通じ、自己肯定感を高め、生きる力を育めるよう、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する取組を推進します。

経済的事情や地理的事情など、様々な要因による体験格差を是正し、こどもが生き生きと活躍ができることを目的とした、新たな体験メニューの創出に取り組みます。

### ③ 多様な困難を抱えるこども・若者の自立支援

家庭や地域において、生きづらさや困難を抱えるこどもや若者に対しては、地域の様々な資源と連携した支援の充実強化を図ることで自己肯定感を抱き、自らの意思で行動することにより自立へとつなげていきます。

## ウ 支援につながっていないこどもとその保護者・家庭への支援体制の構築

これまでの貧困対策の推進により、市町村のこどもの居場所（こども食堂も含む）は約300か所にまで増え、居場所と学校、保護者等をつなぐ貧困対策支援員は約100名配置されるなど、困難を抱えるこどもやその家庭につながる体制が構築されてきました。令和5年（2023年）10月時点では、これら居場所や支援員とつながったこどもの数は約1万5千人となっており、一定の成果が現れています。しかし、同時点の本県のこどもの数は約23万6千人であり、困窮世帯の割合が2割から3割存在すると仮定した場合、支援を必要としているものの、まだ支援が届いていないこどもが一定数いることが想定されます。

今後の貧困対策における新たな課題として、支援につながっていないこどもとその保護者・家庭へと支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化していく必要があるため、次に掲げる施策を推進します。



**① 地域における社会資源の創出** 

住んでいる地域によって食事や学習、体験などの支援に格差が生じないよう、こどもの身近な場所に、こどもの居場所などの社会資源の創出に取り組むほか、地域で様々なこども支援活動をしている団体、企業、個人等も、こどもたちにとっては貴重な資源であることから、こどもたちのために共に助け合う支援体制を構築していくとともに、市町村において、既存の社会資源の役割や支援内容等を踏まえ、必要な場所に必要な資源を設置・連携していく体制づくりを支援します。

**② つながりにくいこどもとその保護者・家庭等への支援**

地域で食事の提供を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭等に対しては、沖縄こどもの未来県民会議と連携し、食品等を安定的に供給する体制整備の充実強化に取り組むとともに、民間企業や地域のこども支援団体等と連携し、食支援などを契機として経済的に問題を抱えているこどもとその保護者・家庭へとつながり、貧困対策支援員等がアウトリーチ等により地域の資源や支援制度につなげるなど、新たな仕組みの構築に取り組んでいきます。

**③ 困難を抱える若者への支援**

中学卒業後進路未決定者や高校中途退学者など、学校とのつながりがなくなり、各種支援や地域資源等とつながることができていないこども・若者を把握し、支援につなげる仕組みを構築できるよう学校や関係団体等と協議・連携していきます。また、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者に対して、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザ sorae や地域若者サポートステーションなどによる相談・支援体制の充実を図ります。

**④ 早期に支援につなげる仕組みの構築**

学校現場において、デジタル技術の活用等により、支援が必要なこどもや家庭の情報を把握し、関係者が連携して適切な機関等へつなげる「学校版スクリーニング」などの仕組みを県内各地域へ普及するなど、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援へつなげる支援体制を構築します。